

情報コーナー

生活



市税等の納期限 カレンダー

「平成23年度市税等の納期限（口座振替日）カレンダー」を全戸配布しています。

カレンダーには口座振替申込期限も記載していますので、ご活用ください。

なおカレンダーは、税務課、各地域局、各地域市民センター、市内金融機関等にも備えています。

■問い合わせ 税務課収税係（☎0215）

国民健康保険 高齢受給者証の送付

国民健康保険に加入している70～75歳未満の人が、現在お持ちの高齢受給者証（白色）の有効期限は、平成23年7月31日（日）までとなっています。

自己負担割合が4月以降も据え置かれることになったため、「2割（平成23年3月31日までは1割）」負担となっている人には、3月中に新しい高齢受給者証を送付します。

4月1日（金）からは、医療機関等へ健康保険証と一緒に、新しい高齢受給者証を

窓口へ提出してください。また、「2割（平成23年3月31日までは1割）」と記載された高齢受給者証については、保険課、各地域局、各地域市民センターへ返却してください。

■問い合わせ 保険課健康保険係（☎0258）

県医療費受給資格証 （心身障害者・ひとり親家庭等） をお持ちの皆さんへ

心身障害者医療費・ひとり親家庭等医療費の受給資格者で、4月以降も引き続き対象となる人に、新しい受給資格証を3月下旬に送付します。

4月1日（金）からは、新しい受給資格証を医療機関等へ提示し、受診してください。一部負担金の月額上限額については、これまでと変更ありません。

乳幼児等医療費受給 資格者証をお持ちの 皆さんへ

「乳幼児等医療費」は昨年10月、「子ども医療費」に変更となり、受給対象も18歳の年度末まで拡大されました。

小学生以下の子どもについては、昨年10月1日以降に交付したものを除き、現在「乳幼児等医療費受給資格者証」を使用いただいています。

今春、小学校を卒業する子どもについては、受給資格者証の有効期間が平成23

年3月31日（木）となっていますので、3月下旬に「子ども医療費受給資格者証」を送付します。4月1日（金）以降は、新しい受給資格者証を医療機関等へ提示し、受診してください。

小学5年生以下の子どもの受給資格者証は、順次変更していきます。変更まで、現在お持ちのものを引き続きご使用ください。

ただし、住所・氏名に変更があった場合や、紛失・汚損した場合には新しい資格者証を交付しますので、子ども課で申請手続きを行ってください。

各種ワクチンの 接種費用を助成

市は現在、各種ワクチンの接種費用の助成を行って

ワクチンの種類	助成の対象となる人	接種期間
新型インフルエンザ ワクチン	①生活保護世帯、市民税非課税世帯 ②上記以外の小学6年生以下	平成22年10月1日 ～平成23年3月31日
子宮頸がんワクチン	中学1年生～高校1年生相当の女子	平成23年1月4日 ～平成23年3月31日
ヒブワクチン	生後2カ月～4歳の乳幼児	平成23年1月4日 ～平成23年3月4日
小児用肺炎球菌ワクチン		※3/5から一時見合わせ

① います。

助成の対象となる人で、すでにワクチン接種を受けた費用を支払われた人については、受付期間中の申請により、費用の全部か一部を

お返しします。

▽申請受付期間：4月15日（金）まで

▽申請できる人：上表の内容に該当する人

▽持参するもの：領収書、接種済証が記載された母子手帳、振り込みを希望する通帳、印鑑

※子宮頸がんワクチン、ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチンの接種費用の助成については、平成23年度も継続する予定です。

また現在、高校1年生相当の女子で、子宮頸がんワクチンの接種を希望される人は、平成23年度に限り、4月1日（金）以降に1回目の接種を受けても助成の対象となります。

詳しくは、市ホームページ（<http://www.city.takahashi.okayama.jp/>）

をご覧ください。健康づくり課へお問い合わせください。

■問い合わせ・申請先 健康づくり課母子保健係（☎0228）

農業者年金に 加入しませんか

農業者年金は、自ら積み立てた保険料とその運用益を原資として受給する安定した年金制度です。

老後の生活費として必要な資金を、国民年金に加えて準備するために、農業者年金への加入をお勧めします。

▽対象：次の①～③に該当し、国民年金の「付加年金」に加入している人

①60歳未満 ②年間60日以上農業に従事 ③国民年金の第1号被保険者

▽保険料：2万円～6万7000円

※保険料の範囲内で、1000円単位で自由に選択できます。

▽その他：支払った保険料は全額、社会保険料控除の対象になります。

また受給の際、65歳以上で公的年金等の合計額が120万円までの場合には、

国民年金

こんなときは所在地市町村への 届け出が必要です

国民年金は、すべての公的年金の基礎となるもので、日本国内に住む20歳から60歳までの人は加入しなければなりません。

届け出は20歳になったときだけでなく、結婚や就職・転職などで種別が変わったときにも必要です。この種別変更の届け出を忘れると、将来年金が受けられなくなったり、受給額が減額されることもあります。変更手続きは年金手帳を添えて、忘れずに行いましょう。

届け出が必要なとき	異動の内容	持参するもの
20歳になったとき （厚生年金、共済年金加入者を除く）	第1号被保険者	・印鑑
退職したとき （厚生年金、共済年金加入者の場合）	第2号被保険者→第1号被保険者 （第3号被保険者該当の場合を除く）	・印鑑 ・年金手帳
配偶者に扶養されていて、その配偶者が厚生年金、共済年金をやめたとき	第3号被保険者→第1号被保険者	

※本人自署の場合には、印鑑の持参は不要です。

■問い合わせ 市民環境課戸籍住民係（☎0252）
日本年金機構高梁年金事務所（☎0572）

全額非課税となります。
■問い合わせ 農業委員会事務局（☎0226）、

びほく農業協同組合（☎022）4555）